

平成19年から

所得税と住民税(市民税)の税率が変わります!

「何が変わるの?」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めて「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」です。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの?」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、より良い行政サービスを受けられるようになります。

- 所得税** 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を6段階に細分化
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)
- 住民税** 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、一律10%に
(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

(所得税は平成19年1月分、住民税は19年6月分から)

平成18年	平成19年以降
所得税:平成18年1月分から 税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)	所得税:平成19年1月分から廃止
住民税:平成18年6月分から 税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)	住民税:平成19年6月分から廃止

◎税源移譲以外の主な変更

- ◆**公的年金等を申告する場合**
平成18年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ◆**社会保険料(国民健康保険料など)の支払金額が分かる書類(領収書など)**
生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書
- ◆**申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号の分かるもの(還付金の振り込みが必要)**
印鑑・筆記用具・計算機
- ◆**医療費控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**平成18年中に支払った医療費の領収書(事前に病院別に集計を出し**
- ◆**住宅借入金等特別控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**住宅借入金等特別控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**住宅借入金等特別控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**住宅借入金等特別控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)

相談の際、「持参ください」

※土地等の譲渡所得のある方は、越谷税務署での受け付けになります。

- ①年金受給者の方
- ②サラリーマンで医療費控除の適用を受ける方
- ③サラリーマンで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ④サラリーマンで年末調整が済んでいない方

対象となる方

次の方で還付申告となる方

- ◆**年末調整が済んでない場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**社会保険料(国民健康保険料など)の支払金額が分かる書類(領収書など)**
国民年金等の控除証明書
- ◆**生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書**
- ◆**申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号の分かるもの(還付金の振り込みが必要です)**
印鑑・筆記用具・計算機
- ◆**住宅借入金等特別控除の場合**
平成18年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◆**住民票の写し**
家屋の登記事項証明書
- ◆**請負契約書や売買契約書など、家屋の取得の分かる書類の写し**
- ◆**住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書**
- ◆**申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号の分かるもの(還付金の振り込みが必要です)**
印鑑・筆記用具・計算機

◆必要な書類を持参のうえ、該当する相談会に、ぜひご参加ください。

平成18年分の所得税還付申告相談会を開催します。ご自分で申告書の作成を行い、その場で提出できます。必要な書類を持参のうえ、該当する相談会に、ぜひご参加ください。

所得税の還付申告相談会開催!

◆越谷市中央市民会館会場

2月1日(木) 14日(水) 午前9時~11時、午後1時~3時30分(土・日・祝日を除く)

税理士事務所における 無料税務相談会

税理士事務所

- ①公的年金等を受けている方
- ②給与所得者で医療費控除を受ける方
- ③年の途中で退職した方

◆確定申告に関する各種情報のホームページを開設しています。

確定申告に関するお問い合わせは、越谷税務署へ
965・81111

市民税・県民税の申告は、広報やしお2月号でお知らせします。

開催日	受付時間	相談内容
2月9日(金)	午前9時30分~11時 午後1時~3時	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等の受給者 住宅借入金等特別控除を受ける方 医療費控除を受ける方 年末調整が済んでいない方
2月8日(木)		
2月7日(水)		
2月6日(火)		